

平成27年度 No2

相馬地区 総合型スポーツクラブ情報誌

この情報誌は、相馬ユニオンのネットワーク充実を図るため、幅広く情報を共有し、そのことが所属する各クラブの運営強化につながることを目的として作成します。

第2号は今年度の基点クラブ支援事業活動を紹介します。

作成
浜通り広域スポーツセンター
NPO法人はらまちクラブ

(研修会事業) クラブ視察研修

「一般社団法人塩竈フットボールクラブ」視察

実施日時：平成27年11月10日 10:00から17:30

視察の目的：広域スポーツセンターと基点クラブが協同で研修会を開催し、相馬地区内の総合型地域スポーツクラブ関係者のスキルアップを図り、クラブの自立に向けた運営の一助とする。

小幡 忠義氏 塩竈フットボールクラブ前理事長

今回の訪問先、塩竈フットボールクラブとお話をいただいた小幡忠義氏についてご紹介します。

小幡氏は1940年生まれの76歳、塩竈フットボールクラブの設立者で前理事長、パワーあふれる、世間的にはちょっと変わった元気なおじいちゃん？

塩竈フットボールクラブは小幡氏がサッカースポーツ少年団を核に総合型スポーツクラブとして法人化したクラブです。ジュニアからユース、塩釜FCヴィーゼに至るまでの各世代一貫した指導体制を確立し、加藤久、鈴木武一、佐々木勇人など多くのJリーガーや指導者を輩出しています。

概要：2011年の大震災時相馬地区のクラブと共通する環境の中、どのようにクラブの活動が継続されたか、地域にとってクラブの存在位置付けや、今後の活動などについて小幡氏からお話をいただきました。
小幡氏：阪神淡路大震災の時にはボランティア活動により、さまざまなNPO法人が誕生した。今回の東日本大震災も新しい形が誕生する絶好の機会ととらえている。2013年のドイツのクラブ視察に参加し、感銘を受けたことから新しいスポーツクラブを立ち上げたいと奮闘している。



小幡氏の夢の大きさとバイタリティに刺激と力をいただきました。

(研修会事業) 健康で楽しく生きる



実施日時：平成27年11月26日14:00～16:00

会場：南相馬元気モール(南相馬ジャズモール内)

小早川義貴医師を招き、被災地での健康についてお話していただきました。
クラブ関係者のほかクラブで活動をしている会員など32名が参加しました。

小早川義貴氏 DMAT医師 国立病院機構災害医療センター福島支援室長補佐

東日本大震災時にDMAT医師として福島県に入り、以来4年8ヶ月定期的に福島県の災害医療の場などで活躍されています。
昨年9月の関東東北豪雨の鬼怒川洪水の際にも現地で医療活動をされています。
※DMATとは？「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」

初めに、阪神淡路大震災時の初期医療体制の遅れからDMATができた歴史について説明があり、関東東北豪雨時の活動の様子が映像で紹介されました。

1. WHOの定める「健康」の定義から実際に自分で考える「健康」について
 2. 医師に望むこと。よい医者、悪い医者。
- この2点についてグループ討議を行い、グループごとに発表しました。

DMAT医師の経験から「災害が起きると環境が激変し、人間の適応力が低下してしまう。そうした時にケガや病気は治せても医師の力だけでは健康になれない。スポーツクラブの活動やボランティア団体の活動でいろいろな支援や機会を作ることの重要性、大切さについてお話がありました。



参加者はDMATの活動の様子を知ることができ、災害時の健康について話を聞くことができ、改めて通常時の健康、被災地での健康について考える機会になりました。

(研修会事業)

リスクマネジメント

「競技・遊戯中の事故について」



実施日時：平成27年12月8日14:00～16:00

会 場：南相馬元気モール(南相馬ジャズモール内)

クラブの活動中に事故が起こってしまったとき、指導者個人、管理者、施設管理者が賠償責任を問われる場合があります。

東浦 哲弥氏 共栄火災海上保険(株) 仙台火災新種損害サービス課長

- ・活動中に発生した事故は賠償責任の有無について検討する必要があります。
- ・すべての事故が賠償責任を問われるわけではありません。

【代表的な事例】

- サッカーの練習中、相手からボールを取ろうとして倒してしまった。
- バレーボール中、打ったスパイクが相手の顔面に当たり、ケガさせた。
- 子どもが「鬼ごっこ」をしていて、鬼が逃げ回る子どもにタッチした時、子どもが転んでしまった。

このようなケースでは、競技や遊びの内容として自然なものであり、ルールとして認められている場合や、一般的に想定できる行動から逸脱していない場合は、賠償責任は発生しないと考えられます。

しかし、指導者や管理者は次のようなことに注意することが大切です。

1. 危険の受忍の有無によって責任が発生する場合があります。
 - ① 活動する人たちの年齢や経験・技術レベルに大きな差がある場合。
 - ② 参加している人のルール説明及び、参加者の理解度が不十分な場合。

2. 管理者の責任

個人ばかりでなく、管理指導する立場の指導者・主催者による指導・管理の不備があった場合には責任の一部または全部が管理者に生じる場合があります。

今回は常に事故と向き合い、賠償責任の有無について判断している保険会社の担当者にお話を伺いました。

裁判などで法律上の判断を求める訴訟なども、今後全くないわけではありません。リスクの排除に100%はあり得ません。しかし100%にしなければなりません。